

例　　言

- 1 この年報は、令和4年度における健康保険制度及び船員保険制度の事業概況を、過去の推移等も含めて収録したものである。なお、平成19年度以前については、旧社会保険庁「事業年報」を、船員保険制度の平成20年度の統計については全国健康保険協会「船員保険事業年報」を参照されたい。
- 2 この年報は、各保険者の令和4年度における健康保険事業状況報告、船員保険事業状況報告等に基づいて編集したものである。
- 3 この年報において、全国健康保険協会管掌健康保険(一般被保険者)は「協会(一般)」、組合管掌健康保険は「組合健保」、全国健康保険協会管掌健康保険(健康保険法第3条第2項被保険者)は「法第3条第2項被保険者」と称した。また、「短時間労働者」は、1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であり、次の要件を満たす被保険者及びその被扶養者を指している。ア. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること イ. 雇用期間が1年(令和4年10月1日以降は2月)以上見込まれること ウ. 賃金の月額が8.8万円以上であること エ. 学生でないこと オ. 従業員501人以上の企業又は500人以下で労使合意している企業(令和4年10月1日以降は従業員101人以上の企業又は100人以下で労使合意している企業)に勤務していること。なお、この年報では組合健保の短時間労働者のみを計上している。
- 4 統計表第12表の保険給付状況の諸率の計算の基礎となる件数、日数、費用額は次によって計上してある。
 - (1) 件 数 每月支給決定された件数(療養の給付等については当該月の診療分、療養費等及びその他の給付については当該月に支給決定された分)の総数である。
 - (2) 日 数 診療実日数である。ただし、調剤(薬剤支給)においては処方せん受付枚数、入院時食事・生活療養費においては回数としている。
 - (3) 費用額 診療報酬点数の費用額をいう。費用額には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等他の制度によって負担された分を含むものである。
- 5 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - ・ 統計項目のありえない場合
 - … 計数不明または計数を表章することが不適切な場合
 - 計数のない場合
 - 0 計数が表章単位の1/2未満のもの
- 6 単位未満の数は四捨五入しているため、各項目の計と合計は一致しないことがある。